

件名	「現場実践研修（立 学校で実施）における私の研修記録（授業のビデオテープあり）及びそれに関連するすべての個人情報」の一部開示決定の件【諮問第13号】		
開示請求年月日	平成17年6月24日	実施機関の決定年月日	平成17年7月12日
実施機関(担当課)	山梨県教育委員会(義務教育課)	決定内容	一部開示決定
不開示理由	開示請求者以外の個人情報(個人情報保護条例第16条第3号)人事管理事務情報(個人情報保護条例第16条第7号二)		
異議申立て年月日	平成17年8月9日	諮問年月日	平成17年8月16日
答申年月日	平成18年10月13日	摘要	
事案の概要	<p>異議申立人は、実施機関に対し、「現場実践研修（立 学校で実施）における私の研修記録（授業のビデオテープあり）及びそれに関連するすべての個人情報」の開示請求（条例第14条第1項）を行った。（H17.6.24）</p> <p>現場実践研修：指導力不足等解消のための研修（指定研修）の期間後期に研修成果を確認するため所属校において実施する研修</p> <p>請求に係る保有個人情報には、異議申立人以外の第三者の個人情報（異議申立人の授業を受けた生徒の容姿及び音声等。条例第16条第3号）及び人事管理事務情報（現場実践研修中の異議申立人に対する学校長の評価・所見等の内容。条例第16条第7号二）が含まれているため、実施機関は、これらの情報を不開示とする一部開示決定（条例第20条第1項）をした。（H17.7.12）</p> <p>異議申立人は、当該一部開示決定を不服とし、実施機関に対し異議申立て（行政不服審査法第6条）を行った。（H17.8.9）</p> <p>実施機関は、山梨県個人情報保護審議会あて諮問した。（H17.8.16）</p>		
主な争点	<p>1 現場実践研修中の異議申立人に対する学校長の評価・所見等の内容について、実施機関が条例第16条第7号二の情報（人事管理事務情報）に該当することを根拠に不開示としたことは適法か。</p> <p>2 異議申立人の授業風景を撮影したビデオテープについて、実施機関は、生徒の容姿等の個人情報を容易に区分して除くことができず部分開示義務（条例第17条第1項）を負わないとして情報全体を不開示としているが、これは適法か。</p>		
審議会	<p>1 審議会の結論</p> <p>山梨県教育委員会が平成17年7月12日付けで異議申立人に対して行った一部開示決定処分については、妥当である。</p> <p>2 審議会の判断</p> <p>(1) 争点1について</p>		

の  
結  
論  
等

現場実践研修中の異議申立人に対する学校長の評価・所見等の内容を不開示とした原処分は適法である。

【理由】人事上の評価情報等が本人に開示されることとなれば、本人の認識と評価者等の認識との間に不一致があった場合、本人が当該評価等は間違いであるとして評価者等に反発心や不信感を抱き、その訂正を要求して評価者等との間に対立関係を生じさせるということが想定される。また、評価者等は、このような事態に陥ることを懸念し、否定的な評価や事実についてありのままを記載することを差し控えること等が考えられ、今後、実施機関が教員人事に関し有意の情報を取得できないといった事態の生ずることも想定される。このことから、当該情報は、人事管理事務情報（条例第16条第7号二）に該当する。

（2）争点2について

ビデオテープについて、情報全部を不開示とした原処分は適法である。

【理由】電磁的記録について「容易に区分して除くことができる」といえるためには、実施機関において、あらかじめ画像及び音声にモザイク処理等の特殊な加工を施すことを可能にする専用機器等及び当該専用機器等の操作技術を備えた職員が確保されていないと解すべきところ、実施機関は、そのような専用機器等を保有していないから、本件の場合、生徒の個人情報を「容易に区分して除くことができる」とはいえず、ゆえに、実施機関は部分開示義務（条例第17条第1項）を負わない。